

令和6年2月(定例会)

# 第391回宮城県議会議案

(令和6年度当初予算分)

議 決 年 月 日

## 目 次

		頁
議第 1 号議案	令和 6 年度宮城県一般会計予算 .....	5
議第 2 号議案	令和 6 年度宮城県公債費特別会計予算 .....	25
議第 3 号議案	令和 6 年度宮城県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算 .....	29
議第 4 号議案	令和 6 年度宮城県国民健康保険特別会計予算 .....	33
議第 5 号議案	令和 6 年度宮城県中小企業高度化資金特別会計予算 .....	37
議第 6 号議案	令和 6 年度宮城県農業改良資金特別会計予算 .....	41
議第 7 号議案	令和 6 年度宮城県沿岸漁業改善資金特別会計予算 .....	45
議第 8 号議案	令和 6 年度宮城県林業・木材産業改善資金特別会計予算 .....	49
議第 9 号議案	令和 6 年度宮城県県有林特別会計予算 .....	53
議第10号議案	令和 6 年度宮城県土地取得特別会計予算 .....	57
議第11号議案	令和 6 年度宮城県港湾整備事業特別会計予算 .....	61
議第12号議案	令和 6 年度宮城県水道用水供給事業会計予算 .....	65
議第13号議案	令和 6 年度宮城県工業用水道事業会計予算 .....	71
議第14号議案	令和 6 年度宮城県地域整備事業会計予算 .....	77
議第15号議案	令和 6 年度宮城県流域下水道事業会計予算 .....	81



## 議第 1 号議案

### 令和 6 年度宮城県一般会計予算

令和 6 年度宮城県の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,023,812,585 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、180,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経

費の各項の間の流用

- (2) 第13款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用

令和6年2月13日提出

宮 城 県 知 事   村   井   嘉   浩

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 県	税	320,600,000 <sup>千円</sup>
	1 県 民 税	69,424,000
	2 事 業 税	88,257,000
	3 地 方 消 費 税	92,791,000
	4 不 動 産 取 得 税	7,574,000
	5 県 た ば こ 税	3,082,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	701,000
	7 軽 油 引 取 税	22,665,000
	8 自 動 車 税	34,926,000
	9 鉱 区 税	2,000
	10 狩 猟 税	9,000
	11 核 燃 料 税	731,000
	12 産 業 廃 棄 物 税	438,000
2 地 方 消 費 税 清 算 金		115,859,000

款	項	金 額
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	千円 115,859,000
3 地 方 讓 与 税		43,982,000
	1 特 別 法 人 事 業 讓 与 税	41,447,000
	2 地 方 揮 発 油 讓 与 税	1,976,000
	3 石 油 ガ ス 讓 与 税	67,000
	4 自 動 車 重 量 讓 与 税	368,000
	6 森 林 環 境 讓 与 税	111,000
	7 航 空 機 燃 料 讓 与 税	13,000
4 地 方 特 例 交 付 金		6,425,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	6,425,000
5 地 方 交 付 税		157,800,000
	1 地 方 交 付 税	157,800,000
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		347,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	347,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金		3,106,438
	1 分 担 金	638,332

	2 負 担 金	2,468,106
8 使 用 料 及 び 手 数 料		12,357,916
	1 使 用 料	9,114,039
	2 手 数 料	209,238
	3 収 入 証 紙 収 入	3,034,639
9 国 庫 支 出 金		88,406,744
	1 国 庫 負 担 金	41,767,156
	2 国 庫 補 助 金	45,138,323
	3 委 託 金	1,501,265
10 財 産 収 入		1,415,924
	1 財 産 運 用 収 入	876,734
	2 財 産 売 払 収 入	539,190
11 寄 附 金		657,283
	1 寄 附 金	657,283
12 繰 入 金		60,819,536
	1 基 金 繰 入 金	60,665,253
	2 特 別 会 計 繰 入 金	154,283

款	項	金 額
13 繰 越 金		千円 1
	1 繰 越 金	1
14 諸 収 入		143,563,943
	1 延滞金、加算金及び過料等	175,728
	2 県 預 金 利 子	90
	3 貸 付 金 元 利 収 入	133,907,992
	4 受 託 事 業 収 入	1,757,258
	5 収 益 事 業 収 入	3,600,000
	6 雑 入	4,122,875
15 県 債		68,471,800
	1 県 債	68,471,800
歳 入 合 計		1,023,812,585

歳出		
款	項	金額
1 議会費		千円 1,674,042
	1 議会費	1,674,042
2 総務費		50,625,516
	1 総務管理費	21,944,569
	2 企画費	7,334,373
	3 徴税費	11,359,969
	4 市町村振興費	1,388,144
	5 選挙費	61,194
	6 防災費	2,689,185
	7 統計調査費	528,932
	8 人事委員会費	192,647
	9 監査委員費	265,701
	10 生活環境費	4,860,802
3 民生費		147,464,701
	1 社会福祉費	106,415,207

款	項	金 額
		千円
	2 児 童 福 祉 費	36,006,519
	3 生 活 保 護 費	5,025,857
	4 災 害 救 助 費	17,118
4 衛 生 費		36,721,284
	1 公 衆 衛 生 費	5,843,791
	2 環 境 衛 生 費	3,163,929
	3 公 害 対 策 費	5,144,995
	4 保 健 所 費	2,279,783
	5 医 薬 費	20,288,786
5 勞 働 費		4,177,110
	1 勞 政 費	357,017
	2 職 業 訓 練 費	2,874,716
	3 雇 用 対 策 費	798,495
	4 勞 働 委 員 会 費	146,882
6 農 林 水 産 業 費		46,650,350
	1 農 業 費	8,855,189

	2 畜 産 業 費	3,863,484
	3 農 地 費	18,003,637
	4 林 業 費	6,200,826
	5 水 産 業 費	9,727,214
7 商 工 費		153,191,605
	1 商 業 費	138,485,382
	2 工 鉱 業 費	11,236,740
	3 企 業 指 導 費	1,939,449
	4 観 光 費	1,530,034
8 土 木 費		59,657,589
	1 土 木 管 理 費	6,353,070
	2 道 路 橋 り よ う 費	25,517,045
	3 河 川 海 岸 費	17,684,286
	4 港 湾 費	4,129,808
	5 都 市 計 画 費	2,996,143
	6 住 宅 費	2,696,262
	7 空 港 費	280,975

款	項	金 額
9 警 察 費		千円 57,244,088
	1 警 察 管 理 費	51,182,678
	2 警 察 活 動 費	6,061,410
10 教 育 費		183,683,162
	1 教 育 総 務 費	22,120,409
	2 小 学 校 費	37,223,134
	3 中 学 校 費	23,853,692
	4 高 等 学 校 費	51,970,884
	6 大 学 費	2,970,444
	7 特 別 支 援 学 校 費	19,406,234
	8 私 立 学 校 費	17,533,391
	9 社 会 教 育 費	4,567,377
	10 保 健 体 育 費	4,037,597
11 災 害 復 旧 費		7,380,814
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	1,655,614
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	5,560,400

	3 東日本大震災災害復旧費	164,800
12 公 債 費		108,167,174
	1 公 債 費	108,167,174
13 諸 支 出 金		166,175,150
	2 地方消費税清算金	90,229,000
	3 利子割交付金	88,000
	4 配当割交付金	1,248,000
	5 株式等譲渡所得割交付金	1,445,000
	6 分離課税所得割交付金	274,000
	7 法人事業税交付金	6,000,000
	8 地方消費税交付金	58,790,000
	9 ゴルフ場利用税交付金	491,000
	10 自動車取得税交付金	50
	11 環境性能割交付金	1,210,000
	12 利子割精算金	100
	13 軽油引取税交付金	6,400,000
14 予 備 費		1,000,000

款	項	金 額
	1 予 備 費	千円 1,000,000
歳 出 合 計		1,023,812,585

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
総合研修センター外壁等改修工事	自 令和 6 年 4 月 至 令和 8 年 3 月	千円 77,000
地方債共同発行連帯債務保証（都道府県・政令指定都市共同発行市場公募）	自 令和 6 年 4 月 至 令和17年 3 月	元金 1 兆 1,790 億円及びこれに対する 利子相当額
行政庁舎等管理設備改修工事	自 令和 6 年 4 月 至 令和 8 年 3 月	386,000
地域衛星通信ネットワーク改修工事	自 令和 6 年 4 月 至 令和 8 年 3 月	2,282,000
籠峰山中継所等電気設備改修工事	自 令和 6 年 4 月 至 令和 8 年 3 月	95,000
宮城県土地開発公社事業資金債務保証	自 令和 6 年 4 月 至 令和16年 3 月	土地造成事業等資金 1 億 5,900 万円に 係る債務
総合運動公園サッカー場改修工事	自 令和 6 年 4 月 至 令和 9 年 3 月	214,000
ライフル射撃場電気設備改修工事	自 令和 6 年 4 月 至 令和 8 年 3 月	29,000
県民会館・NPOプラザ複合施設建設工事	自 令和 6 年 4 月 至 令和11年 3 月	39,459,000
東北大学地域枠医学生修学資金貸付金	自 令和 6 年 4 月 至 令和12年 3 月	42,000
さわらび学園電気設備改修工事	自 令和 6 年 4 月 至 令和 8 年 3 月	22,000
産業技術総合センター空調設備改修工事	自 令和 6 年 4 月 至 令和 8 年 3 月	368,000
中小企業者設備復旧等資金利子補給	自 令和 6 年 4 月 至 令和11年 3 月	90,000
宮城県信用保証協会環境安全管理対策資金債務保証 に伴う損失補償	自 令和 6 年 4 月 至 令和16年 3 月	1,000

事 項	期 間	限 度 額
宮城県信用保証協会中小企業経営安定資金債務保証に伴う損失補償	自 令和6年4月 至 令和24年3月	千円 579,000
宮城県信用保証協会中小企業産業振興資金債務保証に伴う損失補償	自 令和6年4月 至 令和24年3月	142,000
宮城県信用保証協会小口事業資金債務保証に伴う損失補償	自 令和6年4月 至 令和16年3月	52,000
離職者等再就職訓練業務委託	自 令和6年4月 至 令和10年3月	581,000
県立高等技術専門校校舎建設工事	自 令和6年4月 至 令和8年3月	4,217,000
県立高等技術専門校校舎等解体工事	自 令和6年4月 至 令和9年3月	901,000
県立高等技術専門校仮設校舎賃借	自 令和6年4月 至 令和10年3月	267,000
県立高等技術専門校訓練機器購入	自 令和6年4月 至 令和8年3月	144,000
事業復興型雇用創出補助金	自 令和6年4月 至 令和10年3月	206,000
みやぎ産業交流センター本館管理設備改修工事	自 令和6年4月 至 令和8年3月	659,000
農業集落排水整備推進交付金	自 令和6年4月 至 令和16年3月	6,425
農業近代化資金利子補給	自 令和6年4月 至 令和27年3月	87,525
農業経営負担軽減支援資金利子補給	自 令和6年4月 至 令和25年3月	10,503
農林業経営サポート資金利子補給	自 令和6年4月 至 令和9年3月	1,500
古川農業試験場管理設備改修工事	自 令和6年4月 至 令和8年3月	119,000

みやぎ農業振興公社農用地売買事業資金損失補償	自 令和6年4月 至 令和18年3月	245,000
みやぎ農業振興公社農地中間管理事業資金損失補償	自 令和6年4月 至 令和18年3月	25,000
養豚特別支援資金利子補給	自 令和6年4月 至 令和22年3月	509
大家畜特別支援資金利子補給	自 令和6年4月 至 令和32年3月	1,246
畜産経営体質強化支援資金利子補給	自 令和6年4月 至 令和32年3月	6,207
家畜疾病経営維持資金利子補給	自 令和6年4月 至 令和14年3月	9,906
仙台家畜保健衛生所移転業務委託	自 令和6年4月 至 令和8年3月	60,000
仙台家畜保健衛生所土壌汚染状況調査業務委託	自 令和6年4月 至 令和8年3月	20,000
明光4号ため池等改修工事	自 令和6年4月 至 令和8年3月	305,000
新田沢ため池改修工事	自 令和6年4月 至 令和8年3月	200,000
岩地蔵揚水機場機械設備工事	自 令和6年4月 至 令和9年3月	371,000
阿久戸第2排水機場機械設備工事	自 令和6年4月 至 令和9年3月	360,000
防潮水門遠隔操作設備工事	自 令和6年4月 至 令和8年3月	64,000
漁業近代化資金利子補給	自 令和6年4月 至 令和30年3月	155,861
漁業経営維持安定資金利子補給	自 令和6年4月 至 令和26年3月	113,773
青年漁業者等支援資金利子補給	自 令和6年4月 至 令和13年3月	8,000

事 項	期 間	限 度 額
漁業経営高度化促進支援資金利子補給	自 令和6年4月 至 令和19年3月	千円 49,758
漁業経営サポート資金利子補給	自 令和6年4月 至 令和18年3月	39,526
水産加工原魚購入資金債務保証に伴う損失補償	自 令和6年4月 至 令和9年3月	8,400
中山間地域活性化資金利子補給	自 令和6年4月 至 令和32年3月	1,938
治山工事	自 令和6年4月 至 令和8年3月	250,000
万石橋橋りょう耐震補強工事	自 令和6年4月 至 令和9年3月	500,000
雉子尾橋補修工事	自 令和6年4月 至 令和8年3月	240,000
国道108号道路改良工事	自 令和6年4月 至 令和9年3月	700,000
国道346号道路改良工事	自 令和6年4月 至 令和8年3月	381,000
湯浜スノーシェッド工事	自 令和6年4月 至 令和8年3月	100,000
河北桃生線道路改良工事	自 令和6年4月 至 令和8年3月	300,000
築館登米線道路改良工事	自 令和6年4月 至 令和8年3月	30,000
女川牡鹿線道路改良工事	自 令和6年4月 至 令和8年3月	1,600,000
鹿島台鳴瀬線道路改良工事	自 令和6年4月 至 令和8年3月	100,000
東和薄衣線道路改良工事	自 令和6年4月 至 令和8年3月	320,000

道路除雪等業務委託	自 令和6年4月 至 令和8年3月	100,000
花山ダム管理設備工事	自 令和6年4月 至 令和8年3月	170,000
樽水ダム管理設備工事	自 令和6年4月 至 令和8年3月	80,000
七北田ダム取水放流設備工事	自 令和6年4月 至 令和8年3月	200,000
南川ダム管理設備工事	自 令和6年4月 至 令和8年3月	180,000
宮床ダム通信設備工事	自 令和6年4月 至 令和8年3月	100,000
川内沢ダム管理設備工事	自 令和6年4月 至 令和8年3月	650,000
迫川河川改修工事	自 令和6年4月 至 令和9年3月	330,000
長沼川河川改修工事	自 令和6年4月 至 令和8年3月	500,000
味明川河川改修工事	自 令和6年4月 至 令和8年3月	220,000
渋井川河川改修工事	自 令和6年4月 至 令和8年3月	150,000
旧策川河川改修工事	自 令和6年4月 至 令和8年3月	200,000
荒川河川改修工事	自 令和6年4月 至 令和8年3月	120,000
雉子尾川河川改修工事	自 令和6年4月 至 令和8年3月	230,000
蕪栗沼遊水地通信設備工事	自 令和6年4月 至 令和8年3月	273,000
人石沢砂防えん堤工事	自 令和6年4月 至 令和8年3月	150,000

事 項	期 間	限 度 額
佐藤沢砂防えん堤工事	自 令和6年4月 至 令和8年3月	千円 160,000
北四番丁大衡線街路工事	自 令和6年4月 至 令和8年3月	100,000
小池石生線街路工事	自 令和6年4月 至 令和8年3月	670,000
委員会会議録反訳業務委託	自 令和6年4月 至 令和8年3月	2,000
みやぎ県議会だより新聞掲載業務委託	自 令和6年4月 至 令和8年3月	5,000
仙台中央警察署空調設備改修工事	自 令和6年4月 至 令和8年3月	117,000
大河原警察署電気設備改修工事	自 令和6年4月 至 令和8年3月	55,000
白石警察署待機宿舎建設工事	自 令和6年4月 至 令和8年3月	780,000
県運転免許センター空調設備改修工事	自 令和6年4月 至 令和8年3月	261,000
石巻運転免許センター空調設備改修工事	自 令和6年4月 至 令和8年3月	142,000
登米高等学校空調設備改修工事	自 令和6年4月 至 令和8年3月	79,000
築館高等学校第二グラウンド造成工事	自 令和6年4月 至 令和8年3月	726,000
東松島高等学校校舎改修工事	自 令和6年4月 至 令和8年3月	237,000
古川高等学校校舎基本・実施設計	自 令和6年4月 至 令和9年3月	77,000
田尻さくら高等学校校舎改修工事	自 令和6年4月 至 令和8年3月	178,000

大崎地区職業教育拠点校校舎等建設工事	自 令和6年4月 至 令和9年3月	6,398,000
視覚支援学校外構工事	自 令和6年4月 至 令和8年3月	72,000
聴覚支援学校校舎等基本・実施設計	自 令和6年4月 至 令和8年3月	145,000
図書館情報ネットワークシステム開発等業務委託	自 令和6年4月 至 令和13年3月	345,000
東北歴史博物館電気設備改修工事	自 令和6年4月 至 令和8年3月	211,000

第3表 地方債				
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
総 務 債	千円 6,687,500	1 証書借入又は証券発行による。 証券発行の場合の発行価格は、 額面100円につき95円以上とする (他の地方公共団体との共同 発行を含む。) ただし、発行価格が額面金額 を下回るときは、それぞれの発 行価格差減額を埋めるため必要 な金額をそれぞれの限度額に加 算した金額を限度額とする。 2 翌年度へ繰越起債することが できる。	年 5.0 パー セント以内	1 30年以内償還(据置期間を含 む)。ただし、借入先の融通条 件があるときはこれによる。 2 県財政の都合により償還年限 の短縮、繰上償還又は低利借換 えをすることができる。
民 生 債	2,229,100			
衛 生 債	2,350,800			
労 働 債	611,500			
農 林 水 産 業 債	7,291,200			
商 工 債	95,400			
土 木 債	22,278,000			
国 直 轄 事 業 債	8,586,600			
警 察 債	3,999,500			
教 育 債	12,082,600			
災 害 復 旧 債	2,259,600			
計	68,471,800			

## 議第 2 号議案

### 令和 6 年度宮城県公債費特別会計予算

令和 6 年度宮城県公債費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 243,660,603 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 6 年 2 月 13 日 提出

宮 城 県 知 事   村   井   嘉   浩

## 第 1 表 歳入歳出予算

## 歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 168,360,603
	1 一 般 会 計 繰 入 金	106,519,239
	2 特 別 会 計 繰 入 金	1,778,038
	3 基 金 繰 入 金	60,063,326
4 県 債		75,300,000
	1 県 債	75,300,000
歳 入 合 計		243,660,603

歳出		
款	項	金額
1 公 債 費		千円 243,660,603
	1 公 債 費	243,660,603
歳 出 合 計		243,660,603

第2表 地方債				
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
一 般 会 計 借 換 債	千円 75,300,000	証書借入又は証券発行による。 証券発行の場合の発行価格は、 額面100円につき95円以上とする (他の地方公共団体との共同発行 を含む)。 ただし、発行価格が額面金額を 下回るときは、それぞれの発行価 格差減額を埋めるため必要な金額 をそれぞれの限度額に加算した金 額を限度額とする。	年 5.0 パー セント以内	1 25年以内償還(据置期間を含 む)。ただし、借入先の融通条 件があるときはこれによる。 2 県財政の都合により償還年限 の短縮、繰上償還又は低利借換 えをすることができる。
計	75,300,000			

### 議第 3 号議案

令和 6 年度宮城県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和 6 年度宮城県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 57,379 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 6 年 2 月 13 日提出

宮 城 県 知 事   村   井   嘉   浩

## 第 1 表 歳入歳出予算

## 歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 7,596
	1 一 般 会 計 繰 入 金	7,596
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
3 諸 収 入		37,496
	1 県 預 金 利 子	1
	2 貸 付 金 元 利 収 入	37,121
	3 雑 入	374
4 県 債		12,286
	1 県 債	12,286
歳 入 合 計		57,379

歳 出		
款	項	金 額
1 民 生 費		千円 57,379
	1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 費	57,379
歳 出 合 計		57,379

第2表 地方債				
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 債	千円 12,286	証 書 借 入	無 利 子	借入先の融通条件による。ただし、県財政の都合により償還年限の短縮又は繰上償還をすることができる。
計	12,286			

## 議第 4 号議案

### 令和 6 年度宮城県国民健康保険特別会計予算

令和 6 年度宮城県国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 204, 222, 816 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、15, 000, 000 千円と定める。

令和 6 年 2 月 13 日 提出

宮 城 県 知 事   村   井   嘉   浩

別表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		千円 59,020,484
	1 負 担 金	59,020,484
2 国 庫 支 出 金		57,642,890
	1 国 庫 負 担 金	39,180,627
	2 国 庫 補 助 金	18,462,263
3 財 産 収 入		786
	1 財 産 運 用 収 入	786
4 繰 入 金		12,687,656
	1 基 金 繰 入 金	136,000
	2 一 般 会 計 繰 入 金	12,551,656
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		74,870,999
	4 受 託 事 業 収 入	34,970

	5 雜 入	74,836,029
歳 入 合 計		204,222,816

歳 出		
款	項	金 額
1 民 生 費		千円 204,222,816
	1 社 会 福 祉 費	204,222,816
歳 出 合 計		204,222,816

## 議第 5 号議案

### 令和 6 年度宮城県中小企業高度化資金特別会計予算

令和 6 年度宮城県中小企業高度化資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,832,199 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 6 年 2 月 13 日 提出

宮 城 県 知 事   村   井   嘉   浩

## 第 1 表 歳入歳出予算

## 歳 入

款	項	金 額
2 繰 入 金		千円 118,500
	1 一 般 会 計 繰 入 金	118,500
3 繰 越 金		10,695
	1 繰 越 金	10,695
4 諸 収 入		2,584,504
	2 貸 付 金 元 利 収 入	2,584,504
5 県 債		118,500
	1 県 債	118,500
歳 入 合 計		2,832,199

歳 出		
款	項	金 額
1 商 工 費		千円 247,695
	1 商 工 費	247,695
2 公 債 費		2,584,504
	1 公 債 費	2,584,504
歳 出 合 計		2,832,199

第2表 地方債				
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
中 小 企 業 高 度 化 資 金 債	千円 118,500	証 書 借 入	年 4.1 パーセント以内	借入先の融通条件による。ただし、県財政の都合により償還年限の短縮又は繰上償還をすることができる。
計	118,500			

## 議第 6 号議案

令和 6 年度宮城県農業改良資金特別会計予算

令和 6 年度宮城県農業改良資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 28,504 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 13 日提出

宮 城 県 知 事   村   井   嘉   浩

別表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
2 繰 入 金		千円 225
	1 一 般 会 計 繰 入 金	225
3 繰 越 金		28,279
	1 繰 越 金	28,279
歳 入 合 計		28,504

歳出		
款	項	金額
1 農 林 水 産 業 費		千円 28,504
	1 農 業 費	28,504
歳 出 合 計		28,504



議第 7 号議案

令和 6 年度宮城県沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和 6 年度宮城県沿岸漁業改善資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 151,222 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 13 日提出

宮 城 県 知 事   村   井   嘉   浩

## 別表 歳入歳出予算

## 歳 入

款	項	金 額
2 繰 入 金		千円 1,222
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,222
3 繰 越 金		149,810
	1 繰 越 金	149,810
4 諸 収 入		190
	2 貸 付 金 元 金 収 入	190
歳 入 合 計		151,222

歳出		
款	項	金額
1 農 林 水 産 業 費		千円 151,222
	1 水 産 業 費	151,222
歳 出 合 計		151,222



## 議第 8 号議案

令和 6 年度宮城県林業・木材産業改善資金特別会計予算

令和 6 年度宮城県林業・木材産業改善資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 102,264 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 13 日提出

宮 城 県 知 事   村   井   嘉   浩

## 別表 歳入歳出予算

## 歳 入

款	項	金 額
3 繰 越 金		千円 96,504
	1 繰 越 金	96,504
4 諸 収 入		5,760
	2 貸 付 金 元 金 収 入	5,760
歳 入 合 計		102,264

歳出		
款	項	金額
1 農 林 水 産 業 費		千円 102,264
	1 林 業 費	102,264
歳 出 合 計		102,264



議第 9 号議案

令和 6 年度宮城県県有林特別会計予算

令和 6 年度宮城県県有林特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 381,311 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 13 日提出

宮 城 県 知 事   村   井   嘉   浩

## 別表 歳入歳出予算

## 歳 入

款	項	金 額
2 使用料及び手数料		千円 11,250
	1 使用料	11,250
4 財産収入		160,116
	1 財産運用収入	64
	2 財産売払収入	160,052
5 繰入金		209,710
	1 基金繰入金	70,000
	2 一般会計繰入金	139,710
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		234
	2 雑入	234
歳入合計		381,311

歳出		
款	項	金額
1 農 林 水 産 業 費		千円 195,332
	1 林 業 費	195,332
2 公 債 費		185,979
	1 公 債 費	185,979
歳 出 合 計		381,311



議第10号議案

令和6年度宮城県土地取得特別会計予算

令和6年度宮城県土地取得特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,251千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月13日提出

宮城県知事 村井嘉浩

## 別表 歳入歳出予算

## 歳 入

款	項	金 額
1 財 産 収 入		千円 1,250
	1 財 産 運 用 収 入	1,250
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		1,251

歳 出		
款	項	金 額
1 総 務 費		千円 1,251
	1 総 務 管 理 費	1,251
歳 出 合 計		1,251



## 議第11号議案

### 令和6年度宮城県港湾整備事業特別会計予算

令和6年度宮城県港湾整備事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,684,433千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

令和6年2月13日提出

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## 第 1 表 歳入歳出予算

## 歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 1,320,750
	1 使用料	1,320,750
3 繰入金		482,222
	1 一般会計繰入金	482,222
5 諸収入		54,761
	2 貸付金元利収入	16,636
	3 雑入	38,125
6 県債		826,700
	1 県債	826,700
歳入合計		2,684,433

歲 出		
款	項	金 額
1 農 林 水 產 業 費		千円 136
	1 漁 港 費	136
2 土 木 費		1,092,238
	1 港 灣 費	1,092,238
3 公 債 費		1,592,059
	1 公 債 費	1,592,059
歲 出 合 計		2,684,433

第2表 地方債				
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
港 湾 整 備 事 業 債	千円 826,700	1 証書借入又は証券発行による。 証券発行の場合の発行価格は、 額面100円につき95円以上とする。 2 翌年度へ繰越起債することができる。	年 5.0 パー セント以内	1 30年以内償還（据置期間を含む。）。ただし、借入先の融通条件があるときはこれによる。 2 県財政の都合により償還年限の短縮、繰上償還又は低利借換えをすることができる。
計	826,700			

## 議第12号議案

### 令和6年度宮城県水道用水供給事業会計予算

#### (総則)

第1条 令和6年度宮城県水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

#### 1 営業の予定量

##### (1) 大崎広域水道

イ 給水市町村数	3市6町1村
ロ 年間総給水量	21,707,800 立方メートル
ハ 一日平均給水量	59,473 立方メートル

##### (2) 仙南・仙塩広域水道

イ 給水市町数	8市9町
ロ 年間総給水量	65,074,320 立方メートル
ハ 一日平均給水量	178,286 立方メートル

#### 2 工事の予定量

##### (1) 大崎広域水道建設工事

##### (2) 仙南・仙塩広域水道建設工事

## (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

## 収 入

第1款 大崎広域水道事業収益	1,865,459千円
第1項 営 業 収 益	1,513,947千円
第2項 営 業 外 収 益	351,512千円
第2款 仙南・仙塩広域水道事業収益	8,260,761千円
第1項 営 業 収 益	7,206,286千円
第2項 営 業 外 収 益	1,054,475千円
合 計	10,126,220千円

## 支 出

第1款 大崎広域水道事業費用	2,509,067千円
第1項 営 業 費 用	2,317,463千円
第2項 営 業 外 費 用	190,104千円
第4項 予 備 費	1,500千円
第2款 仙南・仙塩広域水道事業費用	8,205,997千円
第1項 営 業 費 用	7,434,046千円
第2項 営 業 外 費 用	765,951千円

第4項 予備費	6,000 千円
合 計	10,715,064 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,051,397千円は、過年度分損益勘定留保資金4,051,397千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 大崎広域水道事業資本的収入	25,875 千円
第5項 工事負担金	25,875 千円
第2款 仙南・仙塩広域水道事業資本的収入	1,170,000 千円
第3項 出資金	1,170,000 千円
合 計	1,195,875 千円

支 出

第1款 大崎広域水道事業資本的支出	648,198 千円
第1項 建設改良費	287,365 千円
第2項 企業債償還金	360,833 千円
第2款 仙南・仙塩広域水道事業資本的支出	4,599,074 千円
第1項 建設改良費	2,476,467 千円
第2項 企業債償還金	2,122,607 千円

合 計 5,247,272 千円

(継続費)

第 5 条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2	仙南・仙塩 広域水道事業 資本的支出	1 建設改良費 蔵王町平沢吹張地内等 伸縮可撓管 漏水対策事業	390,031 千円	令和 6 年度	195,015 千円
				令和 7 年度	195,016 千円

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、5,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における同一款内での営業費用からの流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 532,777 千円
- (2) 交 際 費 149 千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりと定める。

仙南・仙塩広域水道事業営業費補助 837千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、16,000千円と定める。

令和6年2月13日提出

宮城県知事 村 井 嘉 浩



## 議第13号議案

### 令和6年度宮城県工業用水道事業会計予算

#### (総則)

第1条 令和6年度宮城県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

#### 1 営業の予定量

##### (1) 仙塩工業用水道

イ 給水事業所数 42社

ロ 年間総給水量 10,057,300立方メートル

ハ 一日平均給水量 27,554立方メートル

##### (2) 仙台圏工業用水道

イ 給水事業所数 16社

ロ 年間総給水量 14,693,650立方メートル

ハ 一日平均給水量 40,257立方メートル

##### (3) 仙台北部工業用水道

イ 給水事業所数 16社

ロ 年間総給水量 7,256,200立方メートル

ハ 一日平均給水量 19,880 立方メートル

2 工事の予定量

- (1) 仙塩工業用水道建設工事
- (2) 仙台圏工業用水道建設工事
- (3) 仙台北部工業用水道建設工事

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 仙塩工業用水道事業収益	489,561 千円
第1項 営 業 収 益	340,722 千円
第2項 営 業 外 収 益	148,839 千円
第2款 仙台圏工業用水道事業収益	402,941 千円
第1項 営 業 収 益	351,628 千円
第2項 営 業 外 収 益	51,313 千円
第3款 仙台北部工業用水道事業収益	514,966 千円
第1項 営 業 収 益	416,347 千円
第2項 営 業 外 収 益	98,619 千円
合 計	1,407,468 千円

## 支 出

第1款 仙塩工業用水道事業費用	649,831 千円
第1項 営業費用	617,340 千円
第2項 営業外費用	31,991 千円
第4項 予備費	500 千円
第2款 仙台圏工業用水道事業費用	432,953 千円
第1項 営業費用	399,654 千円
第2項 営業外費用	32,799 千円
第4項 予備費	500 千円
第3款 仙台北部工業用水道事業費用	719,309 千円
第1項 営業費用	689,186 千円
第2項 営業外費用	29,823 千円
第4項 予備費	300 千円
合 計	1,802,093 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,081,539千円は、減債積立金取崩額49,981千円及び過年度分損益勘定留保資金1,031,558千円で補填するものとする。）。

## 収 入

第1款 仙塩工業用水道事業資本的収入	296,600 千円
第1項 企 業 債	296,600 千円
支 出	
第1款 仙塩工業用水道事業資本的支出	633,459 千円
第1項 建 設 改 良 費	468,909 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	109,651 千円
第5項 他会計からの長期借入金償還金	54,899 千円
第2款 仙台北部工業用水道事業資本的支出	397,217 千円
第1項 建 設 改 良 費	340,949 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	29,055 千円
第5項 他会計からの長期借入金償還金	27,213 千円
第3款 仙台北部工業用水道事業資本的支出	347,463 千円
第1項 建 設 改 良 費	212,886 千円
第5項 他会計からの長期借入金償還金	134,577 千円
合 計	1,378,139 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
-------	-----	-------	----	-------

工業用水道事業債	296,600 千円	<p>1 証書借入又は証券発行による。 証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき95円以上とする。</p> <p>2 翌年度へ繰越起債することができる。</p>	年 5.0 パーセント以内	<p>1 35 年以内償還（据置期間を含む。）。ただし、借入先の融通条件があるときはこれによる。</p> <p>2 県財政の都合により償還年限の短縮、繰上償還又は低利借換えをすることができる。</p>
----------	------------	---	---------------	--

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、1,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における同一款内での営業費用からの流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費                    93,191 千円

(2) 交        際        費                    66 千円

(たな卸資産購入限度額)

第 9 条 たな卸資産の購入限度額は、7,000 千円と定める。

令和 6 年 2 月 13 日 提出

宮 城 県 知 事    村    井    嘉    浩

議第14号議案

令和6年度宮城県地域整備事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度宮城県地域整備事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- 1 仙台港国際ビジネスサポートセンター運営事業
- 2 貸付事業

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 地域整備事業収益	609,945千円
第1項 営業収益	608,591千円
第2項 営業外収益	1,354千円

支 出

第1款 地域整備事業費用	421,503千円
第1項 営業費用	418,434千円
第2項 営業外費用	3,069千円

## (資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 353,178 千円は、繰越現金 353,178 千円で補填するものとする。)

## 収 入

第1款 地域整備事業資本的収入	1,400,000 千円
第8項 貸付金返還金	1,400,000 千円

## 支 出

第1款 地域整備事業資本的支出	1,753,178 千円
第1項 建設改良費	53,178 千円
第3項 貸付金	1,400,000 千円
第6項 投資有価証券	300,000 千円

## (一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、100,000 千円と定める。

## (予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における同一款内での営業費用からの流用

## (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- |           |           |
|-----------|-----------|
| (1) 職員給与費 | 67,476 千円 |
| (2) 交際費   | 22 千円     |

令和6年2月13日提出

宮城県知事 村井嘉浩



## 議第15号議案

### 令和6年度宮城県流域下水道事業会計予算

#### (総則)

第1条 令和6年度宮城県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

#### 1 営業の予定量

##### (1) 仙塩流域下水道

イ	流域関連市町数	3市2町
ロ	年間総処理水量	40,865,000立方メートル
ハ	一日平均処理水量	111,653立方メートル

##### (2) 阿武隈川下流流域下水道

イ	流域関連市町数	5市6町
ロ	年間総処理水量	31,898,000立方メートル
ハ	一日平均処理水量	87,153立方メートル

##### (3) 鳴瀬川流域下水道

イ	流域関連市町数	1市1町
ロ	年間総処理水量	2,564,000立方メートル

ハ 一日平均処理水量 7,005 立方メートル

(4) 吉田川流域下水道

イ 流域関連市町村数 1市2町1村

ロ 年間総処理水量 11,245,000 立方メートル

ハ 一日平均処理水量 30,724 立方メートル

(5) 北上川下流流域下水道

イ 流域関連市数 2市

ロ 年間総処理水量 7,841,000 立方メートル

ハ 一日平均処理水量 21,423 立方メートル

(6) 北上川下流東部流域下水道

イ 流域関連市町数 1市1町

ロ 年間総処理水量 4,586,000 立方メートル

ハ 一日平均処理水量 12,530 立方メートル

(7) 迫川流域下水道

イ 流域関連市数 2市

ロ 年間総処理水量 2,662,000 立方メートル

ハ 一日平均処理水量 7,273 立方メートル

2 工事の予定量

- (1) 仙塩流域下水道建設工事
- (2) 阿武隈川下流流域下水道建設工事
- (3) 鳴瀬川流域下水道建設工事
- (4) 吉田川流域下水道建設工事
- (5) 北上川下流流域下水道建設工事
- (6) 北上川下流東部流域下水道建設工事
- (7) 迫川流域下水道建設工事

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 仙塩流域下水道事業収益	2,147,918千円
第1項 営業収益	286,623千円
第2項 営業外収益	1,785,311千円
第3項 特別利益	75,984千円
第2款 阿武隈川下流流域下水道事業収益	3,137,825千円
第1項 営業収益	343,305千円
第2項 営業外収益	2,703,855千円
第3項 特別利益	90,665千円

第3款 鳴瀬川流域下水道事業収益	445,941千円
第1項 営 業 収 益	42,917千円
第2項 営 業 外 収 益	366,463千円
第3項 特 別 利 益	36,561千円
第4款 吉田川流域下水道事業収益	826,439千円
第1項 営 業 収 益	137,965千円
第2項 営 業 外 収 益	641,185千円
第3項 特 別 利 益	47,289千円
第5款 北上川下流流域下水道事業収益	1,563,525千円
第1項 営 業 収 益	715,099千円
第2項 営 業 外 収 益	843,199千円
第3項 特 別 利 益	5,227千円
第6款 北上川下流東部流域下水道事業収益	1,912,639千円
第1項 営 業 収 益	677,352千円
第2項 営 業 外 収 益	1,204,704千円
第3項 特 別 利 益	30,583千円
第7款 迫川流域下水道事業収益	1,159,170千円
第1項 営 業 収 益	392,112千円

第2項	營	業	外	收	益	759,795 千円										
第3項	特	別	利	益		7,263 千円										
	合		計			11,193,457 千円										
	支	出														
第1款	仙	塩	流	域	下	水	道	事	業	費	用	1,966,228 千円				
第1項	營	業	費	用								1,752,782 千円				
第2項	營	業	外	費	用							106,362 千円				
第3項	特	別	損	失								101,084 千円				
第4項	予	備	費									6,000 千円				
第2款	阿	武	隈	川	下	流	流	域	下	水	道	事	業	費	用	3,046,868 千円
第1項	營	業	費	用									2,823,082 千円			
第2項	營	業	外	費	用								96,921 千円			
第3項	特	別	損	失									120,865 千円			
第4項	予	備	費										6,000 千円			
第3款	鳴	瀬	川	流	域	下	水	道	事	業	費	用	415,164 千円			
第1項	營	業	費	用									329,315 千円			
第2項	營	業	外	費	用								31,288 千円			
第3項	特	別	損	失									48,561 千円			

第4項 予備費	6,000 千円
第4款 吉田川流域下水道事業費用	711,199 千円
第1項 營業費用	600,770 千円
第2項 營業外費用	41,540 千円
第3項 特別損失	62,889 千円
第4項 予備費	6,000 千円
第5款 北上川下流流域下水道事業費用	1,511,310 千円
第1項 營業費用	1,445,079 千円
第2項 營業外費用	53,304 千円
第3項 特別損失	6,927 千円
第4項 予備費	6,000 千円
第6款 北上川下流東部流域下水道事業費用	1,878,562 千円
第1項 營業費用	1,734,034 千円
第2項 營業外費用	97,845 千円
第3項 特別損失	40,683 千円
第4項 予備費	6,000 千円
第7款 迫川流域下水道事業費用	1,045,868 千円
第1項 營業費用	981,267 千円

第2項	営業外費用	49,038千円
第3項	特別損失	9,563千円
第4項	予備費	6,000千円
	合 計	10,575,199千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,384,522千円は、減債積立金取崩額1,103,300千円、過年度分損益勘定留保資金214,915千円及び当年度分損益勘定留保資金66,307千円で補填するものとする。）。

#### 収 入

第1款	仙塩流域下水道事業資本的収入	3,025,807千円
第1項	企業債	594,600千円
第2項	国庫補助金	1,661,246千円
第4項	他会計からの長期借入金	200,000千円
第5項	工事負担金	569,880千円
第7項	他会計補助金	81千円
第2款	阿武隈川下流流域下水道事業資本的収入	1,988,826千円
第1項	企業債	402,000千円
第2項	国庫補助金	1,028,959千円

第4項 他会計からの長期借入金	200,000 千円
第5項 工 事 負 担 金	357,783 千円
第7項 他 会 計 補 助 金	84 千円
第3款 鳴瀬川流域下水道事業資本的収入	408,080 千円
第1項 企 業 債	43,800 千円
第2項 国 庫 補 助 金	121,099 千円
第4項 他会計からの長期借入金	200,000 千円
第5項 工 事 負 担 金	43,140 千円
第7項 他 会 計 補 助 金	41 千円
第4款 吉田川流域下水道事業資本的収入	1,159,632 千円
第1項 企 業 債	204,900 千円
第2項 国 庫 補 助 金	579,344 千円
第4項 他会計からの長期借入金	200,000 千円
第5項 工 事 負 担 金	175,294 千円
第7項 他 会 計 補 助 金	94 千円
第5款 北上川下流流域下水道事業資本的収入	655,222 千円
第1項 企 業 債	86,800 千円
第2項 国 庫 補 助 金	117,899 千円

第3項	出	資	金	204,800千円
第4項	他会計からの	長期借入金		200,000千円
第5項	工	事	負担金	45,561千円
第7項	他	会	計補助金	162千円
第6款	北上川下流東部流域	下水道事業資本的	収入	637,477千円
第1項	企	業	債	116,600千円
第2項	国	庫	補助金	208,741千円
第3項	出	資	金	38,800千円
第4項	他会計からの	長期借入金		200,000千円
第5項	工	事	負担金	73,217千円
第7項	他	会	計補助金	119千円
第7款	迫川流域	下水道事業資本的	収入	629,585千円
第1項	企	業	債	61,700千円
第2項	国	庫	補助金	163,789千円
第3項	出	資	金	145,700千円
第4項	他会計からの	長期借入金		200,000千円
第5項	工	事	負担金	58,347千円
第7項	他	会	計補助金	49千円

合	計	8,504,629 千円
支 出		
第1款 仙塩流域下水道事業資本的支出		3,252,688 千円
第1項 建設改良費		2,802,358 千円
第2項 企業債償還金		250,330 千円
第5項 他会計からの長期借入金償還金		200,000 千円
第2款 阿武隈川下流流域下水道事業資本的支出		2,219,106 千円
第1項 建設改良費		1,744,526 千円
第2項 企業債償還金		274,580 千円
第5項 他会計からの長期借入金償還金		200,000 千円
第3款 鳴瀬川流域下水道事業資本的支出		475,823 千円
第1項 建設改良費		207,380 千円
第2項 企業債償還金		68,443 千円
第5項 他会計からの長期借入金償還金		200,000 千円
第4款 吉田川流域下水道事業資本的支出		1,285,220 千円
第1項 建設改良費		929,932 千円
第2項 企業債償還金		155,288 千円
第5項 他会計からの長期借入金償還金		200,000 千円



北上川下流東部流域下水道工事	令和6年4月から 令和8年3月まで	318,000 千円
迫川流域下水道工事	令和6年4月から 令和8年3月まで	88,000 千円

## (企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業債	1,510,400 千円	1 証書借入又は証券発行による。 証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき95円以上とする。 2 翌年度へ繰越起債することができる。	年5.0パーセント以内	1 35年以内償還(据置期間を含む。) ただし、借入先の融通条件があるときはこれによる。 2 県財政の都合により償還年限の短縮、繰上償還又は低利借換えをすることができる。

## (一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における同一款内での営業費用からの流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 415,023 千円

(2) 交際費 154 千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりと定める。

(1) 仙塩流域下水道事業営業費補助 323,603 千円

(2) 仙塩流域下水道事業建設改良費補助 81 千円

(3) 阿武隈川下流流域下水道事業営業費補助 335,248 千円

(4) 阿武隈川下流流域下水道事業建設改良費補助 84 千円

(5) 鳴瀬川流域下水道事業営業費補助 95,559 千円

(6) 鳴瀬川流域下水道事業建設改良費補助 41 千円

(7) 吉田川流域下水道事業営業費補助 169,512 千円

(8) 吉田川流域下水道事業建設改良費補助 94 千円

(9) 北上川下流流域下水道事業営業費補助	345,947 千円
(10) 北上川下流流域下水道事業建設改良費補助	162 千円
(11) 北上川下流東部流域下水道事業営業費補助	357,041 千円
(12) 北上川下流東部流域下水道事業建設改良費補助	119 千円
(13) 迫川流域下水道事業営業費補助	305,591 千円
(14) 迫川流域下水道事業建設改良費補助	49 千円
合 計	1,933,131 千円

令和 6 年 2 月 13 日 提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩



